

令和2年4月17日

被保険者 各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

**新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う
当組合保健事業の一時休止及び延期について**

新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、政府は令和2年4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に対して、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき「緊急事態宣言」を発令いたしました。また、同月17日には対象地域を全都道府県に拡大し、先に発令された7都府県に加えて北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を「特定警戒都道府県」として指定されたところです。

これを受けて、当組合の保健事業委託事業者（半日ドック等指定医療機関及びフィットネスクラブ・温泉等）においては、緊急事態宣言の発令中又は当面の間、健診事業の中止及び施設の臨時休館によりコロナウイルスの拡散防止に努められていますので、今後の運営状況につきましては、ご利用になられている医療機関及び健康増進施設のホームページ等でご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、当組合におきましても、コロナウイルスの拡散防止の観点から、当面の間、被保険者と直接対面する健康教室、訪問保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健師活動を一時中止させていただきます。（再開時期が決まりましたらホームページなどで広報いたします。）

政府より不要不急の外出自粛が要請されております。

当組合被保険者の皆様方におかれましても、可能な限り外出を控えられとともに、手洗い・うがいを定期的に行い、マスクの着用によりコロナウイルスの感染予防と感染拡大の防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上